

令和5年度社会福祉法人の指導監査の実施に関する計画 (焼津市実施計画)

第1 基本方針

令和5年度における社会福祉法人に対する指導監査については、関係法令及び通知等に基づき、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を目的として実施する。

法人の運営が、適正かつ円滑な経営・運営に資することができるよう、的確な指導を実施するとともに、運営上問題を抱える法人や事業の概要等の確認結果等から問題が生じているおそれがあると認められる法人については、重点的・継続的な指導を実施する。

第2 指導監査の重点事項

基本方針に基づく指導監査を効果的かつ効率的に実施するため、重点指導事項を以下のとおり定める。

1 ガバナンス体制について(理事会、評議員会、監事等)

(1) 理事・監事・評議員の選任

- ア 法令等に基づき、内部牽制が図られる体制となっているか。
- イ 法律等の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。

(2) 理事会・評議員会の招集及び運営

- ア 法令等に基づき理事会及び評議員会が招集・運営され、正確に議事録が作成されているか。
- イ 報告及び審議すべき内容が不足なく報告及び審議されているか。

(3) 役員等への報酬支給

報酬支給基準等を定め、基準に沿って適正に処理されているか。

2 運営透明性の確保

(1) 閲覧

法令等に基づき定款、事業計画等が備え置かれ、閲覧に供しているか。

(2) 公表

法令等に基づき法人ホームページにおいて、情報を公表しているか。

3 財務規律の強化等

(1) 会計処理

- ア 経理規程が整備され、規程に則った適切な処理が行われているか。
- イ 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。
- ウ 資産の評価は適正に行われているか。
- エ 計算書類及び財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。
- オ 法令等に基づき契約が適正に行われているか。
- カ 借入金が事業運営上必要なものであり、理事会の審議(及び評議員会の意見聴取)を踏まえて行われているか。
- キ 将来必要な施設整備等に備えた計画的な積立が行われているか。

4 その他

福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。(第三者評価受審にも積極的に取り組んでいるか。)

第3 令和5年度指導監査

1 対象法人 13法人中5法人(下表のとおり)

	法人名	令和5年度計画
1	焼津市社会福祉協議会	—
2	春風寮	○
3	焼津福祉事業協会	○
4	和田母子福祉会	○
5	焼津福祉会	—
6	小川大富福祉会	—
7	東益津福祉会	—
8	明星福祉会	○
9	厚生会	—
10	みだらけ福祉会	○
11	正生会	—
12	新世会	—
13	高風会	—

2 実施時期 概ね令和5年8月から令和5年11月までとする。

3 実施方法

(1) 一般指導監査(定期指導監査)

ア 法人の運営等について、関係法令及び通知に照らし、特に大きな問題が認められない場合は、原則として3年に1回行うものとする。

イ 事前に提出された監査資料等に基づき、法人の事務所等において関係書類の審査、関係者へのヒアリングにより行うものとする。

ウ 地域包括ケア推進課事業者指導担当が主体となり実施するが、必要に応じて社会福祉施設及び社会福祉事業所管課も同行し、協力・連携の下に行うものとする。

(2) 一般指導監査(随時指導監査)

法人運営等に問題が発生した場合や、通報等によりそのおそれがあると認められる場合に実施する。

(3) 特別指導監査

運営等に重大な問題を有する法人を対象として、その改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施する。